令和７・８年度さいたま市小規模修繕業者登録
申請の手引【随時申請用】

目　　次

第１章　申請の概要	１　小規模修繕業者登録を申請される方へ ２　登録申請要件 ３　登録の有効期間 ４　登録業務 ５　小規模修繕業者登録者の扱い	1 1 1 1 2
第２章　申請準備・提出方法	１　申請関係の書類 ２　申請書類の提出方法 ３　申請の際の注意事項	3 3 5
第３章　申請後の注意事項	１　審査結果の通知 ２　登録名簿登載後の注意事項 ３　登録名簿からの抹消 ４　申請事項の変更等の届出	7
第４章　提出書類	１　提出書類の種類 ２　提出書類作成の手順 ３　提出書類作成の注意事項 ４　提出書類一覧表 ５　新型コロナウイルス感染症の影響による特例について	8 8 9 9 12
第５章　市指定様式記入要領	１　受付証 ２　小規模修繕業者登録申請書 ３　小規模修繕登録希望業務申請書 ４　外字の取扱について	13 14 17 18
第６章　チェックリスト（参考）	１　提出書類チェックリスト（法人） ２　提出書類チェックリスト（個人）	19

＜ 別冊 ＞　市指定様式集（小規模修繕）

※「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」及び「物品等」のいずれかの競争入札参加資格審査に申請する方は、この小規模修繕業者登録に申請できません。

【お問い合わせ先】
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８－８２９－１１７９（直通）
さいたま市水道局業務部管財課
電話　０４８－７１４－３０８０（直通）

申請の流れ

提出書類の準備

提出書類には、主に①市指定様式と②添付書類があります。本申請の手引を参照のうえ、作成又は取得してください。

書類の提出

書類は電子メール又は**郵送**で提出してください。

なお、書類到達の確認についての問合せは受け付けておりません。電子メール又は郵送受付後、**小規模修繕業者登録申請受付証**を電子メール又は郵送で契約課から送付します。

小規模修繕業者登録申請受付証は再発行いたしませんので、審査結果の通知が届くまでの間は保管しておいてください。

書類の審査等

審査において、書類の不備等があった場合は、審査担当から連絡いたしますので、連絡をとれるようにしておいてください。

なお、審査の進捗状況についての問合せは受け付けておりません。

審査結果の通知発送

審査結果については、封書で郵送します。

第１章　申請の概要

１　小規模修繕業者登録を申請される方へ

小規模修繕業者登録とは、さいたま市が発注する、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易な１００万円以下の小規模な修繕（施設修繕・その他修繕・物品修繕）の契約について、市内事業者を対象に契約希望者を登録する制度です。

２　登録申請要件

次のいずれかに該当する方は、申請することができません。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項（施行令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に掲げる者

⑵　施行令第１６７条の４第２項（施行令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により、市の競争入札に参加させないこととされた者

⑶　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

⑷　国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

⑸　地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

⑹　個人事業主の場合は、さいたま市に住民登録を有しない者、さいたま市内に本店を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

⑺　法人の場合は、さいたま市内に主たる営業所（本社・本店等）を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

⑻　さいたま市の実施する競争入札の参加資格に関する審査を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載された者

３　登録の有効期間

⑴　各月１５日までに申請をした場合は、翌月１日から令和９年３月３１日まで

⑵　各月１６日以降に申請をした場合は、翌々月１日から令和９年３月３１日まで

４　登録業務

⑴　登録業務は、施設修繕、その他修繕及び物品修繕の３区分に分類されています。

また、施設修繕については、大工、内装、屋根、畳、ふすま・障子、ガラス、給排水設備、給湯設備、トイレ、サッシ・カーテン、空調設備、ガス管配管設備、厨房設備、電気設備、ドア・シャッター、塗装、防犯設備、外溝・フェンスの１８業務に細分化されています。

⑵　申請することができる登録業務の数は、施設修繕業務（⑴に掲げた１８業務）、その他修繕業務及び物品修繕業務の全２０業務のうち、５業務以内です。

５　小規模修繕業者登録者の扱い

⑴　登録が認められた者は、小規模修繕業者登録者として「令和７・８年度小規模修繕業者登録名簿」（以下「登録名簿」という。）に登載されます。

⑵　小規模修繕業者登録者は、本市が発注する小規模修繕の見積業者選定の対象となりますが、契約等を約束するものではありません。

⑶　小規模修繕業者登録者は、建設工事、設計・調査･測量、土木施設維持管理、物品等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することはできません。

⑷　登録名簿は本市のホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

第２章　申請準備・提出方法

１　申請関係の書類

⑴　配布書類

ア　さいたま市小規模修繕業者登録申請の手引【本冊子】

イ　別冊　市指定様式集（小規模修繕）

⑵　入手方法

さいたま市ホームページからダウンロード

２　申請書類の提出方法

次の⑴、⑵いずれかの方法で提出してください。（**持参では受付いたしません**のでご注意ください。）

⑴　電子メールによる申請

⑵　「簡易書留」、「レターパック」等到達が確認できる方法での郵送

⑴　電子メールによる提出

ア　受付期間

令和７年４月１日（火）から令和９年２月１５日（月）２３時５９分まで

イ　手順

(ｱ)　書類を準備する

申請にあたっては事前に書類を準備してください。提出書類は「市指定様式」と「添付書類」があります。

９ページ「４　提出書類一覧表」を確認のうえ、書類をそろえてください。

様式のひな型はさいたま市ホームページに掲載しています。

必ず最新の様式を使用してください（様式が変更になっています。）。

(ｲ)　「添付書類」をＰＤＦ化する

「添付書類」については、ファイルをＰＤＦに変換してください（ＰＤＦ以外の拡張子の場合、市に送信する際に削除される場合があります。）。

また、書類をスキャンする際は文字が判読できるようスキャニングしてください。ファイルが不鮮明な場合は、書類の再送を依頼することがあります。

なお、「市指定様式」は、ＰＤＦ化せずに、エクセル形式（.xlsx）のままとしてください。

※　ＰＤＦファイルの名前の付け方について

書類には、「商号又は名称」（株式会社○○、○○屋、等）を付けてください。

添付する際は、以下の表のとおりに書類の種類ごとに分けて添付してください。

（ファイル名の例）　株式会社さいたま　謄本.pdf

大宮屋　身分.pdf

書類名	入力例	ファイル形式
市指定様式	01 商号又は名称　様式	エクセル（.xlsx）
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（法人のみ）	02 商号又は名称　謄本	ＰＤＦ（.pdf）
税務署発行の国税の納税証明書（その３の２又はその３の３）	03 商号又は名称　国税	
身分（元）証明書（個人事業主のみ）	04 商号又は名称　身分	
登記されていないことの証明書（個人事業主のみ）	05 商号又は名称　証明	
市税の納税証明書（納付状況等照会に同意しない場合のみ）	06 商号又は名称　市税	
行政書士委任状（任意様式）（行政書士が申請を代理する場合のみ）	07 商号又は名称 行政書士	

※　ファイル名に機種依存文字（例：①②③ⅠⅡⅢ等）が含まれていると添付ファイルが削除される場合がありますので、機種依存文字を利用しないでください。

(ｳ)　書類を電子メールで送信する

様式と添付書類を添付ファイルとして、以下の電子メールアドレスへ送信してください。

なお、件名は「商号又は名称　小規模修繕業者登録申請」としてください。

送信先　shikaku-shinsei@city.saitama.lg.jp（小規模修繕業者申請専用アドレス）

※　送信する際の注意点

・送信する際は、パスワードは設定せず、圧縮せずにそのまま送信してください。

・本市では１通あたり１０ＭＢを超える電子メールは受信することができません（１０ＭＢを超えると送信されたかどうかの確認も本市ではできません。）ので、添付ファイルのサイズが小さくなるようにしてください。

(ｴ)　「受付証」の受領

電子メール送信後、さいたま市契約課から「受付証」が電子メールで返信されますのでお待ちください（順次確認をしますので、返信まで２～３日程度かかることがございます。）。電子メール送信後、２～３日経っても「受付証」が返送されない場合は、ファイルが正しく送信されていない可能性があります。その際は、お手数ですがお問い合わせください。

(2)　郵送による提出

ア　受付期間

令和７年４月１日（火）から令和９年２月１５日（月）まで

※　令和９年２月１５日（月）消印有効

イ　手順

(ｱ)　書類を準備する

申請にあたっては事前に書類を準備してください。提出書類は「市指定様式」と「添付書類」があります。

９ページ「４　提出書類一覧表」を確認のうえ、書類をそろえてください。

様式のひな型はさいたま市ホームページに掲載しています。

必ず最新の様式を使用してください（様式が変更になっています。）。

※ 切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください（「受付証」のみ返信します。）。

(ｲ)　書類を郵送

・　送付先

〒３３０－９５８８
さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市財政局契約管理部契約課
※　封筒の表に「小規模修繕業者登録申請書在中」と記載してください。

(ｳ)　「受付証」の受領

申請書の到達後、さいたま市契約課から「受付証」を郵送にて送付しますのでお待ちください（順次確認をしますので、返送まで２～３日程度かかることがございます。）。

３　申請の際の注意事項

⑴　本申請は締切厳守となります。郵送提出の場合、受付期間終了後の消印がある申請書類については受付いたしません。

⑵　必要な書類を全て受領した段階で受理としますので、期限までに余裕を持って申請してください。

⑶　会社の商号や代表者等が変更される予定である等、**未来の予定での申請はできません**ので、その場合は、現状に基づく内容で申請を行い、**登録名簿が有効となった後に、変更等の手続きを行ってください。**

⑷　申請直前に変更があり、変更後の内容が記載された提出書類が期限までに揃わない場合は、変更前の内容で申請を行い、**登録名簿が有効となった後に、変更等の手続きを行ってください。**

⑸　申請が受理された後は、申請内容を変更できません。申請受理後に登録内容の変更（代表者や代理人の変更）等があった場合は、登録名簿が有効となった後に、変更等の手続きを行ってください。

また、提出された書類等は、いかなる場合であっても返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

⑺　申請書の記入漏れ、添付書類の不備・不足等があった場合は、登録名簿に登載されません。提出の際は、手引や申請書の内容を十分確認してください（様式については必ず最新のものを使用してください。旧様式での申請は受け付けておりません。）。

⑻　提出書類に不備・不足等があった場合は、追加での提出を求めます。この場合、申請事務担当の方にご連絡いたしますので、審査結果が出るまでの間は、連絡が取れるようにしてください。

なお、一定期間内に提出されない場合、申請を却下とすることがあります。

⑼　明白な誤りについては、確認を得ずにさいたま市にて修正を行うことがあります。

⑽　郵送提出の場合、小規模修繕業者登録申請書は、郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４条第２項に規定される「信書」にあたるため、日本郵便株式会社が行う「郵便」又は「民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）」の許可を受けた事業者の「信書便」により、送付してください。

⑾　郵送提出の場合は、「簡易書留」、「レターパック」等配達が確認できる方法で送付してください。
なお、送付日が消印等で確認できない場合は、申請を取り下げていただくことがあります。

⑿　電子メールで送信する場合は、２⑴「電子メールによる提出」記載の注意事項をよく確認してください。

第３章　申請後の注意事項

１　審査結果の通知

⑴　通知時期及び方法

審査の結果については、申請した事業所宛に封書で郵送します。

⑵　結果通知の再交付

再交付は行いません。

２　登録名簿登載後の注意事項

⑴　審査後、登録が認められた者を小規模修繕業者登録者として登録名簿に登載し一般に公開します。

また、申請内容は、さいたま市情報公開条例の「不開示情報」に該当しない限り情報公開の対象になります。

⑵　申請者に対し、この手引に記載のない資料等の提出若しくは提示又は説明を必要に応じて求める場合があります。

３　登録名簿からの抹消

小規模修繕業者登録者が以下の事由に該当した場合、登録名簿から登録を抹消します。

⑴　第１章２⑴、⑵、⑶、⑹、⑺又は⑻に該当する者となったとき。

⑵　登録名簿からの抹消を申し出たとき。

⑶　その他市長等が必要と認めるとき。

４　申請事項の変更等の届出

⑴　申請受理後に登録内容の変更（代表者や代理人の変更）等があった場合は、<u>登録名簿が有効となった後に、変更等の手続きを行ってください。</u>

⑵　次の事業承継等があったときは、契約課にご連絡ください。

・合併、会社分割、営業譲渡、個人事業主の法人化、個人事業主の相続、個人事業の事業主変更等

・会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者

・民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者

第４章　提出書類

１　提出書類の種類

提出書類は、次の２種類になります。

⑴市指定様式	・申請書等、さいたま市が指定する様式を使って作成する書類です。 詳しくは、「第５章　市指定様式記入要領」をご覧ください。
⑵添付書類	・納税証明書等、第三者から交付される書類です。

２　提出書類作成の手順

提出書類は次の方法で作成し、提出してください。

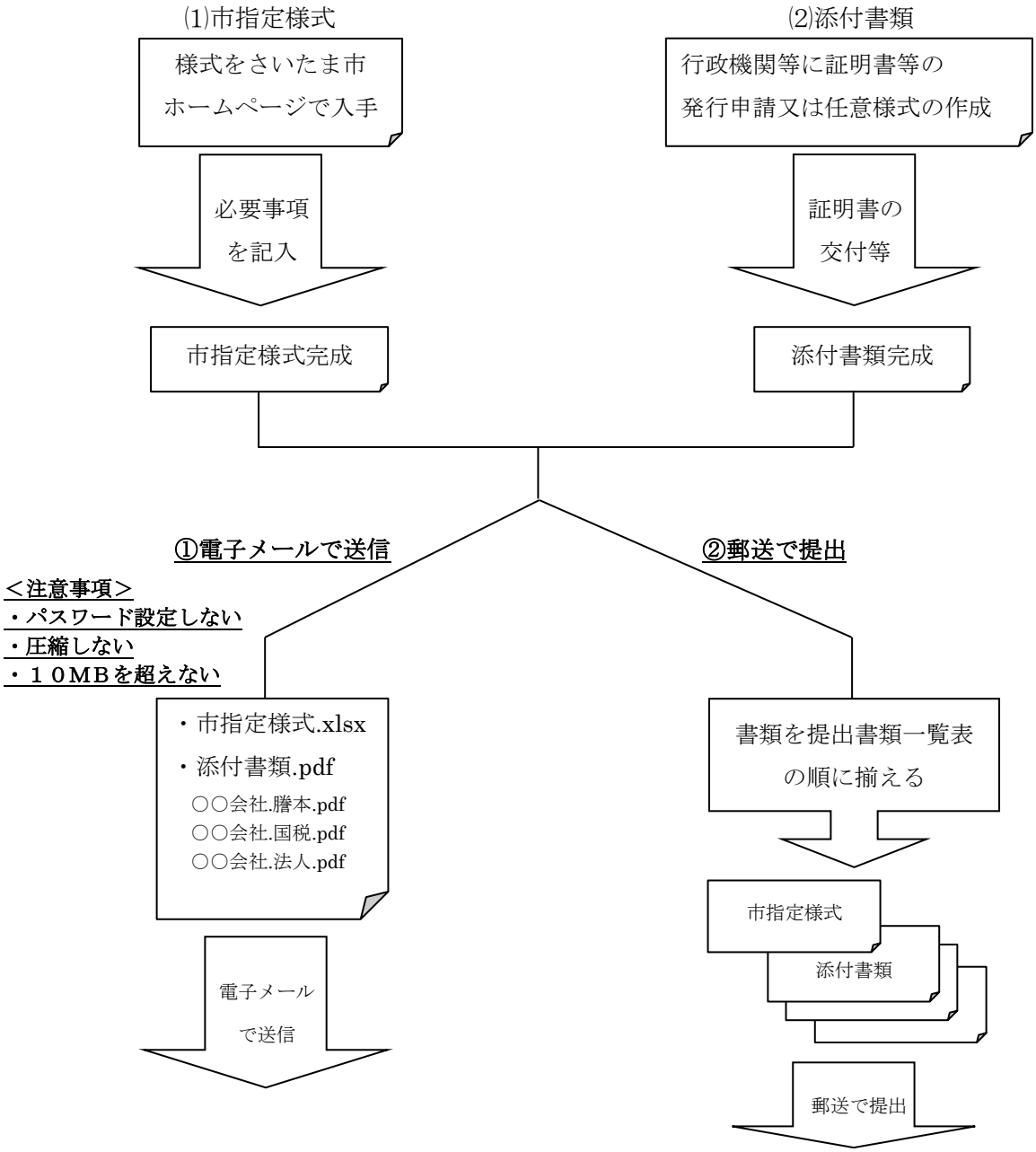

３　提出書類作成の注意事項

⑴　提出書類全般について

ア　郵送提出の場合、提出書類はＡ４サイズに統一してください。添付書類でＡ４サイズでないものは、Ａ４サイズに縮小コピー又は拡大コピーし、市指定様式はＡ４サイズの用紙に片面印刷で作成してください。

イ　代理人は、市内に委任先の所在地がある場合のみ設置することができます。

⑵　市指定様式について

ア　黒のペン又は黒のボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。パソコン等で作成の場合は、黒字で作成してください。**書き直すことのできる筆記具（鉛筆・シャープペンシル・消すことのできるペン等）は使用しないでください。**

イ　修正液、修正テープ等は使用しないでください。

ウ　日本語で作成してください。

エ　**必ず最新の様式で作成してください。**

オ　**誤記載等された場合は、注意事項に沿った、正しい内容で様式を作成し直してください。**

⑶　添付書類について

ア　行政機関等が発行する証明書等はコピー可とします。

イ　行政機関等が発行する証明書等は、他に指定があるものを除き申請受付日（本市で受付した日）前３か月以内に発行されたもので現状を反映しているものに限ります。

ウ　外国語で記入してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付してください。

４　提出書類一覧表

郵送提出の場合は、提出書類を一部ずつ、次の一覧表の項番順に揃えて、クリップ等で束ねて、提出してください。また、ファイルとじ、ホチキス止め等はしないでください。電子メールで提出する場合は、３～４ページ「２　申請書類の提出方法」の「⑴　電子メールによる提出」をご参照ください。

⑴　法人・個人共通の書類（市指定様式）

項番	書　類　名	備　　考
1	小規模修繕業者登録申請受付証	「第５章　市指定様式記入要領」を参照してください。
2	【郵送提出の場合のみ対象】 切手を貼付した返信用封筒	
3	小規模修繕業者登録申請書	
4	小規模修繕登録希望業務申請書	
5	【行政書士が申請を代理する場合のみ対象】 行政書士委任状（任意様式）	

⑵　添付書類

※　行政機関が発行した証明書等は、**申請受付日（本市で受付した日）前３か月以内**に発行されたもので現状を反映しているものに限ります。

※　電子メールで提出する場合は、３～４ページ「２　申請書類の提出方法」の「⑴　電子メールによる提出」記載の注意事項のとおりとし、**ＰＤＦファイル（モノクロ可）**で提出してください。

項番	書　類　名	備　　考
1	【法人のみ対象】 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）	・法務局で発行しています。
2	【個人事業主のみ対象】 身分（元）証明書（写し可）	・本籍地の市区町村で発行しています。
3	【個人事業主のみ対象】 登記されていないことの証明書（写し可）	・**成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことの証明書**を提出してください。ただし、被補助人の場合は、成年被後見人、被保佐人でないことの証明と、後見登記等ファイルに記録されている事項証明書を提出してください。 ●発行場所● １　全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課（窓口） ※　埼玉県内は、さいたま地方法務局のみ ２　東京法務局民事行政部後見登録課（窓口または郵送） 問い合わせ先：０３－５２１３－１３６０ （*http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html*）
4	【法人のみ対象】 納税証明書（その３の３「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）（写し可）	・現在の住所地（納税地）を所轄する税務署で発行しています。証明書の請求には、税務署窓口での待ち時間が短縮可能なオンライン請求が利用できます。詳細は、ｅ－Ｔａｘホームページをご覧ください。 （*https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm*） ・新設の法人及び免税事業者も提出してください。 ・連結納税の適用を受けている者については納税義務者（連結親法人）の証明書も一緒に提出してください。 ・納税証明書「その３」の場合でも、「法人税」と「消費税及地方消費税」の両方で未納がないことの確認ができる証明書であれば可とします。 ・電子納税証明書（ＰＤＦ）を印刷したものでも可とします。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書が取得できない場合は１２ページ「５　新型コロナウイルス感染症の影響による特例について」をご覧ください。

項番	書　類　名	備　　考
5	【個人事業主のみ対象】 納税証明書（その３の２「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）（写し可）	・現在の住所地（納税地）を所轄する税務署で発行しています。証明書の請求には、税務署窓口での待ち時間が短縮可能なオンライン請求が利用できます。詳細は、ｅ－Ｔａｘホームページをご覧ください。 （https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm） ・新規開業の場合及び免税事業者も提出してください。 ・納税証明書「その３」の場合でも、「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」の両方で未納がないことの確認ができる証明書であれば可とします。 ・電子納税証明書（ＰＤＦ）を印刷したものでも可とします。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書が取得できない場合は１２ページ「５　新型コロナウイルス感染症の影響による特例について」をご覧ください。

6	【本市税務部門への納税情報等照会に同意しない場合のみ対象】 さいたま市の市税納税証明書又は所得・課税（非課税）証明書（写し可） （納税情報等照会に同意する場合は原則として不要） ※　納税状況が確認できない場合に提出を求めることがあります。 （対象となる税目： 【法人】法人市民税、 【個人】個人市民税） ※　決算時期によっては、納税証明書の代わりに領収書等の提出を求める場合があります。その場合は、ご連絡します。	・市税の証明書は、北部・南部市税事務所市税の総合窓口、大宮区・浦和区を除く各区役所市税の窓口、支所、市民の窓口、郵送等により発行しています。詳しくは、さいたま市ホームページをご覧ください。 *(https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/004/p007800.html)* 1　法人の場合 申請日直前１年分の完納が証明できる法人市民税の納税証明書を提出してください。さいたま市に事業所を開設してからまだ間がなく、１年分の完納を証明できない場合は、証明可能な期間の法人市民税の納税証明書を提出してください。 さいたま市に事業所を開設してから、１度も事業年度が終了していない場合は、**さいたま市に提出した法人の設立（設置）変更等申告書（控）**（受理印のあるもの）の写しを提出してください。電子申請を行っている場合は、申告書の写しと申請事業者の受付を確認できる画面のコピーを提出してください。 税目が「市民税・県民税（特別徴収）」の納税証明書は提出書類の対象ではありません。 新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書が取得できない場合は１２ページ「５　新型コロナウイルス感染症の影響による特例について」をご覧ください。 2　法人市民税の減免申請をしている場合 法人市民税均等割減免決定通知書の写しを提出してください。（事業年度によっては、複数年分の通知が必要となる場合があります。） 3　個人事業主の場合 代表者の１年分の完納が確認できる直近の個人市民税・県民税の納税証明書を提出してください。個人市民税・県民税が非課税の場合は、「市民税・県民税　所得・課税（非課税）証明書」を提出してください。 ※　決算時期によっては、証明書のほかに、領収書の提出を求める場合があります。その場合は、ご連絡します。
7	その他	・必要と認める書類を求める場合があります。

５　新型コロナウイルス感染症の影響による特例について

⑴　国税の納税証明書について

【法人の場合】：「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の３）

【個人の場合】：「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の２）

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて上記の証明書が税務署で発行されない場合は、以下の書類を提出してください。

①特例猶予によらない猶予を受けている場合

換価・納税の猶予許可通知書の写し及び猶予申請書（事由として、新型コロナウイルスについて記載があり、収受印のあるもの）の写し

②納税証明書（その３の３又はその３の２）の税目のうち一方の税目のみ猶予を受けている場合

①の書類に加え、猶予許可を受けていない税目に係る「納税証明書（その３）」（写し可）を提出してください。

※　上記の書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響により猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。
※　上記の猶予制度等については、税務署にお問合せください。

⑵　市税の納税証明書について
新型コロナウイルス感染症等の影響により市税の徴収を猶予されている場合は、徴収（換価の）猶予承認通知書の写しとその申請書（事由として新型コロナウイルスについて記載があり、収受印のあるもの）の写しを提出してください。

第５章　市指定様式記入要領

１　受付証

①「商号又は名称」欄に、商号等を記入してください。

なお、パソコンでエクセルの様式に入力して書類を作成する場合は、上部の「商号又は名称」欄にのみ入力してください（下部の「商号又は名称」欄に自動的に反映されます）。

令和7・8年度　さいたま市
小規模修繕業者登録申請受付証

（商号又は名称）さいたま産業有限会社　①

・この用紙は、審査が終了した通知ではありません。
・審査の進捗状況について、個別の問合せは受け付けておりません。
・不備等があった場合は、別途審査担当から連絡致します。
・審査結果の通知は、令和7年3月末に送付の予定となって
おりますので、通知が届くまでこの受付証を保管してください。

さいたま市使用欄

お問い合わせは
さいたま市財政局契約管理部契約課　電話048-829-1179（直通）
電子メールアドレスshikaku-shinsei@city.saitama.lg.jp

---------- 切り取らないでください ----------

令和7・8年度　さいたま市
小規模修繕業者登録申請受付証（さいたま市控え）

（商号又は名称）さいたま産業有限会社　①

・この用紙は、審査が終了した通知ではありません。
・審査の進捗状況について、個別の問合せは受け付けておりません。
・不備等があった場合は、別途審査担当から連絡致します。
・審査結果の通知は、令和7年3月末に送付の予定となって
おりますので、通知が届くまでこの受付証を保管してください。

さいたま市使用欄

お問い合わせは
さいたま市財政局契約管理部契約課　電話048-829-1179（直通）
電子メールアドレスshikaku-shinsei@city.saitama.lg.jp

2　小規模修繕業者登録申請書

小規模修繕業者登録申請書

（記入日）① 令和　6　年　9　月　9　日

（あて先）
さいたま市長
さいたま市水道事業管理者

令和７・８年度において、さいたま市の発注する小規模修繕に係る業者登録を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。さらに、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

申請者

〒 330 - 9588

② 本店所在地又は住所　埼玉県さいたま市浦和区常盤６－４－４パブリック・フィナンシャルオフィスビルディング６階

③ （登記上の所在地）　埼玉県さいたま市緑区中尾９７５－１

（フリガナ）　ｻｲﾀﾏｻﾝｷﾞｮｳ

④ 商号又は名称　さいたま産業有限会社

⑤ 代表者役職名　代表取締役　　（フリガナ）ｻｲﾀﾏﾀﾛｳ

⑥ 代表者氏名　さいたま太郎

⑦ 電話番号　048-000-0000　　ＦＡＸ　048-000-0000

⑧ 法人番号（個人事業主の方は記入しないでください）　7 7 7 0 1 1 2 3 4 5 5 6 7

●以下の市税納税状況等照会同意欄は、**いずれか一つを必ず選択してください**。

市税納税状況等照会同意欄

⑨ 市税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税）の納税状況等について、担当市職員が確認することに

☑ 同意する　　☐ 同意しない

➡ **同意する場合、市税納税証明書の提出は不要**となります。

※個人事業主で**「同意する」**を選択した場合のみ、以下①②にお答えください。

⑩
①代表者の住民票上住所
②直近の市民税・県民税・森林環境税納税通知書の宛名番号

➡ 同意**しない**場合、申請の手引を参照のうえ、市税納税証明書を提出してください。

⑪

申請事務担当者氏名	大宮太郎
（行政書士が申請を代理する場合のみ入力）行政書士名	行政書士　岩槻太郎
TEL 048-000-0000	FAX 048-000-0000
電子メールアドレス	shikakushinsei@saitama&&.lg.jp

07・08定期

さいたま市ＰＲキャラクターつなが竜ヌウ

⑫ ●以下の委任状は、代表者以外の代理人に次の(1)～(7)の権限を委任する場合のみ入力してください。（権限を委任しない場合は、入力不要です。）

＜委任状＞

私は以下のものを代理人と定め、令和７・８年度小規模修繕業者登録の有効期間において、次の(1)～(7)の権限を委任します。(1)見積りに関すること。(2)契約の締結に関すること。(3)契約の履行に関すること。(4)代金の請求及び受領に関すること。(5)復代理人の選任に関すること。(6)納税状況等の照会に関すること。(7)前各号に付帯する一切のこと。

代理人

〒 331 - 8586

⑬ 代理人を置く営業所等の所在地　埼玉県さいたま市北区宮原町１－８５２－１

⑭ 代理人を置く営業所等の名称　パブリックコーポレート部門大宮支店

⑮ 代理人役職名　支店長　　（フリガナ）ｻｲﾀﾏｼﾞﾛｳ

⑯ 代理人氏名　さいたま次郎

⑰ 代理人電話番号　048-000-0000　　代理人ＦＡＸ　048-000-0000

項目	小規模修繕業者登録申請書記入要領
①記入日	・様式への**記入日**を記入してください。提出日ではありませんので、ご注意ください。
②本店所在地又は住所	・埼玉県から記入してください。また、**「丁目」「番」「号」「番地」については、「－（ハイフン）」で記入し、「大字」は省略**してください。
③（登記上の所在地）	・登記上の所在地と事実上の本店（本社）の所在地が異なる場合は必ず記入してください。
④商号又は名称	・履歴（現在）事項全部証明書のとおりに記入してください。（株式会社、有限会社等法人の種類を表す部分も省略せず記入してください。）また、**フリガナについては、法人の種類を表す文字部分は省略**して記入してください。
⑤代表者役職名	法人・・・履歴（現在）事項全部証明書の役職名を記入してください。 個人・・・「代表者」と記入してください。
⑥代表者氏名	・髙（はしごだか）、﨑（たつさき）等の**外字※が氏名に含まれている場合は、代用の文字で記入してください。** ※　登録できる漢字は、ＪＩＳ規格の第一水準及び第二水準と定められている漢字に限ります。詳細は１８ページ「４　外字の取扱について」を参照してください。
⑦電話番号・ＦＡＸ	・市外局番、局番、番号を「－（ハイフン）」で区切って記入してください。
【法人のみ対象】 ⑧法人番号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）で規定された法人番号１３桁を記入してください。 **・個人事業主の方は記入しないでください。**
⑨市税納税状況等照会同意欄	・市税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税）の納税状況等について、本市の税務部門に確認することに**同意する又はしないをチェックしてください。** ※　<u>同意する場合</u>、<u>市税納税証明書の提出は不要となります</u>。 ※　同意しない場合、１１ページの項番６を参照のうえ、市税納税証明書を提出してください。
【⑨で「同意する」場合で個人事業主のみ対象】 ⑩代表者の住民票上住所、直近の市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の宛名番号	・⑨で同意いただいた市税（個人市民税）の納税状況等について、本市の税務担当部署に確認する際に必要となる情報となります。 ・代表者の住民票上住所、直近の納税通知書の宛名番号を記入してください。 ※　納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
⑪申請事務担当者氏名・行政書士名（行政書士が申請を代理する場合のみ対象）・ＴＥＬ・ＦＡＸ・電子メールアドレス	・申請書を作成する担当者の氏名を記入してください。行政書士が申請書を作成している場合でも、申請書の内容について把握している担当者氏名を必ず記入してください。 ・行政書士名欄は、行政書士が申請を代理しない場合は、空欄としてください。 ・ＴＥＬ、ＦＡＸ及び電子メールアドレスは、申請書について確認事項がある際の連絡先となりますので、連絡をとりやすい番号等を記入してください。行政書士に申請を代理している場合は、行政書士の情報を記入してください。

項目	小規模修繕業者登録申請書記入要領
⑫委任状欄	・委任状は、見積り、契約の締結、代金の請求等の権限を代理人に委任する場合必要となります（小規模修繕業者登録申請の委任ではありません。）。委任しない場合は、提出する必要はありません。 なお、市内に委任先の所在地がある場合のみ、代理人を設置することができます。 ※　同一人物への委任はできません。
⑬代理人を置く営業所等の所在地	・埼玉県から記入してください。 **「丁目」「番」「号」「番地」については、「－（ハイフン）」で記入し、「大字」は省略**してください。
⑭代理人を置く営業所の名称	・営業所の名称を記入してください。 本店内に代理人を置く場合は、「本社」、「本店」等の名称又はその代理人の所属部、課等の名称を記入してください（営業所名称なしとすることはできません）。
⑮代理人役職名	「支店長」、「営業所長」、「取締役営業本部長」等、代理人となる者の役職名を記入してください。
⑯代理人氏名	・髙（はしごだか）、﨑（たつさき）等の**外字※が氏名に含まれている場合は、代用の文字で記入してください。** ※　登録できる漢字は、ＪＩＳ規格の第一水準及び第二水準と定められている漢字に限ります。詳細は１８ページ「４　外字の取扱について」を参照してください。
⑰代理人電話番号・ＦＡＸ	・代理人を置く営業所等の市外局番、局番、番号を「－（ハイフン）」で区切って記入してください。

※　提出前に、誤記、記入漏れ等の不備がないかを必ず確認し、万一、誤記載等がありましたら、修正液・修正テープを使用せず、正しい内容で作成し直してください。

電子メールで提出する場合は、添付データの拡張子も市が指定したものとなっているか確認してください。

3　小規模修繕登録希望業務申請書

項目	小規模修繕登録希望業務申請書記入要領
①希望業務	・最大５業務まで申請できます。申請を希望する業務の「希望」欄に、○をつけてください。
②主な業務の内訳	・「その他修繕」、「物品修繕」を希望する場合は、具体的な修繕業務の内容を記入してください。

小規模修繕登録希望業務申請書

※最大5業務まで希望できます。希望の欄に○をつけてください。
※「その他修繕」、「物品修繕」を希望する場合は、その内容を「主な業務の内訳」に記入してください。

①希望	登録業務コード	業務区分	分類番号	登録希望業務	②主な業務の内訳
	1800	施設修繕	010	大工	床・壁・手摺・階段等
			020	内装	カーペット・クロス等
			030	屋根	瓦・スレート等（材質は問わず。）
			040	畳	
			050	ふすま・障子	
			060	ガラス	
			070	給排水設備	洗面台・管・蛇口・ポンプ等
			080	給湯設備	給湯器等
			090	トイレ	便器・配管等
			100	サッシ・カーテン	ブラインド・カーテンレール等
			110	空調設備	室内機・室外機・ダクト設備等
			120	ガス管配管設備	
			130	厨房設備	ガスオーブン等
			140	電気設備	蛍光灯・電球・配線・コンセント等
			150	ドア・シャッター	
			160	塗装	塗装・防水塗装等
			170	防犯設備	扉・窓等の錠前、鍵、セーフティロック装置等
			180	外構・フェンス	建物に附属するものに限る。
	1801	その他修繕	200	その他修繕	※具体的な修繕業務の内容を記入してください。
	1802	物品修繕	300	物品修繕	※具体的な修繕業務の内容を記入してください。

４　外字の取扱について

外字とは、文字コード等の特定の文字集合に含まれない文字のことを指します。小規模修繕業者登録名簿に登載する漢字は、ＪＩＳ規格の第１水準及び第２水準と定められた漢字に限ります（小規模修繕業者登録名簿では、外字ではなく代用の漢字を登載しますが、契約書や請求書等において、外字の使用を制限するものではありません）。

したがって、小規模修繕業者登録申請書及び委任状において、ＪＩＳ規格第１水準及び第２水準と定められたもの以外の漢字（外字）を使用する場合、他の平易な漢字又はカタカナ等の代用文字について、次のとおり対応しますのでご了承ください。

次の外字を記入された場合、右側の代用漢字に修正します。

髙 → 高	﨑 → 崎	橋 → 橋
吉 → 吉	隆 → 隆	德 → 徳
瀨 → 瀬	鉄 → 鉄	脇 → 脇
滿 → 満	清 → 清	柳 → 柳
辻 → 辻	榊 → 榊	琢 → 琢
英 → 英	藤 → 藤	丈 → 丈

以下の外字を記入された場合、審査時にこちらから連絡し、代用文字について協議させていただきます。

・昱　・配　・运　・垈　・廣　・濵　・靜　・栄　他

第６章　チェックリスト（参考）

1　提出書類チェックリスト（法人）

法　人			◎…必須 ○…該当する場合は必須（要手引確認）
チェック	提出書類名		
	1	○	**受付証・返信用封筒（切手貼付）（郵送の場合のみ必要）**
	2	◎	小規模修繕業者登録申請書
	3	◎	小規模修繕登録希望業務申請書
	4	◎	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
	5	◎	納税証明書（国税）（その３の３）
	6	○	納税証明書（市税）
	7	○	行政書士委任状（任意様式）**（行政書士が申請を代理する場合のみ必要）**

2　提出書類チェックリスト（個人）

個　人			◎…必須 ○…該当する場合は必須（要手引確認）
チェック	提出書類名		
	1	○	**受付証・返信用封筒（切手貼付）（郵送の場合のみ必要）**
	2	◎	小規模修繕業者登録申請書
	3	◎	小規模修繕登録希望業務申請書
	4	◎	身分（元）証明書
	5	◎	登記されていないことの証明書
	6	◎	納税証明書（国税）（その３の２）
	7	○	納税証明書（市税）
	8	○	行政書士委任状（任意様式）**（行政書士が申請を代理する場合のみ必要）**